

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予要綱	一部負担金の減免及び徴収の猶予	健康保険課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 減免及び徴収猶予の対象となる者は、国民健康保険の被保険者のうち、要綱第2に規定される要件に該当する者であること。
- (2) 減免及び徴収猶予は、要綱第3に規定される基準を満たすこと。
- (3) 減額及び徴収猶予の措置を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主による申請であること。
- (4) 申請は、要綱第4に規定される申請書及び添付書類の提出があること。

2 標準処理期間は、7日（祝日休日等の閉庁日を除く）とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。